



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日 (金)
号外第 48 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (216) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (217) (〃) 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (218) (〃) 2

告 示

鳥取県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社エス・ティ・エヌ	エスポワール	鳥取市鹿野町今市1025-5	平成30年2月28日	平成30年3月31日	訪問介護
有限会社M・サービス	有限会社M・サービス指定訪問介護事業所	鳥取市用瀬町別府44-7	平成30年3月23日	〃	〃
柴田 昌美	北浜歯科クリニック	鳥取市気高町北浜三丁目3	平成30年3月26日	平成27年5月10日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社エス・ティ・エヌ	ふれあいステーションあゆみ	鳥取市鹿野町今市1025-5	平成30年2月28日	平成30年2月28日	介護予防通所介護
〃	エスポワール	〃	〃	平成30年3月31日	介護予防訪問介護
有限会社M・サービス	有限会社M・サービス指定訪問介護事業所	鳥取市用瀬町別府44-7	平成30年3月23日	〃	〃
柴田 昌美	北浜歯科クリニック	鳥取市気高町北浜三丁目3	平成30年3月26日	平成27年5月10日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日

有限会社エ ス・ティ・エヌ	鳥取市鹿野町 今市1025-5	エスポワール	鳥取市鹿野町今市 1025-5	居宅介護、重 度訪問介護	平成30年3月 31日
------------------	--------------------	--------	--------------------	-----------------	----------------